

3. 優先的検討の運用上の課題と対応について

～優先的検討「運用の手引」の策定に向けた論点～

優先的検討プロセスの全体像及び論点の抽出

【対象事業主体】国、地方公共団体、公共法人（独法、公社等）

【対象施設】公共施設等（例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舍、公営住宅、学校等を含む。）

【対象事業】整備等（例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。）

優先的検討プロセス

① PPP/PFI手法導入の検討の開始

② 対象事業

対象

対象外

検討対象外

③ 適切なPPP/PFI手法の選択

左記以外

④ 簡易な定量評価

有利

不利

PPP/PFI不採用
評価結果公表

⑤ 詳細な定量評価

有利

不利

PPP/PFI不採用
評価結果公表

⑥ PPP/PFI手法を導入

全国説明会での質疑応答・事後アンケートから、優先的検討を実施していく上での論点を抽出。

論点1（庁内体制）

庁内体制をどのように整備すればよいかわからない。

論点2（対象事業の考え方）

事業費基準未済であっても公的負担の抑制の観点からPPP/PFI手法の導入を検討すべきではないか。

論点3（適切な手法の選択）

実績が少なくどのような手法をとればよいかわからない。

論点4（簡易な検討表の数値の設定）

簡易な検討における計算表の数値の設定をどのように行えばよいかわからない。

論点5（コンセッション事業等の検討方法）

コンセッション事業・収益型事業をどのように検討するかわからない。

論点6（PDCAサイクル）

PDCAサイクルをどのように構築すればよいかわからない。

⇒各論点への対応策を運用の手引に反映。

論点1 庁内体制

1. 論点の所在

○ 実効性のあるPPP／PFI手法導入を優先的に検討するためには、優先的検討を行うにあたっての部署ごとの役割分担・連携が重要となる。

⇒ しかしながら、昨年度のアンケートによれば、人口20万人以上の地方公共団体のうち約70%は、PPP／PFIの事業手法を検討する体制を設けていない。

2. 運用の手引策定に向けた考え方

○ PPP／PFI推進体制を整えていない地方公共団体に対して、優先的検討を実効的に行うための庁内体制を構築するよう促す必要があると考えられる。

⇒ PPP／PFI案件に先進的に取り組んでいる地方公共団体等に対するヒアリングを実施し、参考事例を示すとともに、実効性のある優先的検討を行うにあたってのポイントを示す。

例

- ・対象となる事業について、事業発案段階あるいは当初の段階に検討を開始できる仕組みづくり
- ・庁内における合意形成を円滑に行うための仕組みづくりなど

論点2 対象事業の考え方

1. 論点の所在

- 指針及び策定の手引においては、事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）又は単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）を優先的検討の対象としている。
- これは、全事業を検討の対象とした場合、優先的検討が形骸化されるおそれがあるため設けられているものであるが、上記基準未満であっても、PPP／PFI手法の導入により公的負担の抑制につながる場合も想定される。
- そのため、公的負担の抑制の観点から優先的検討を行うべき事業分野を示すことが望ましい。

2. 運用の手引策定に向けた考え方

- 上記事業費基準未満であってもPPP／PFI手法が採用され、公的負担の抑制につながっている事例を示し、事業費基準未満であっても優先的検討を行うことが望ましい事業分野を示す。